

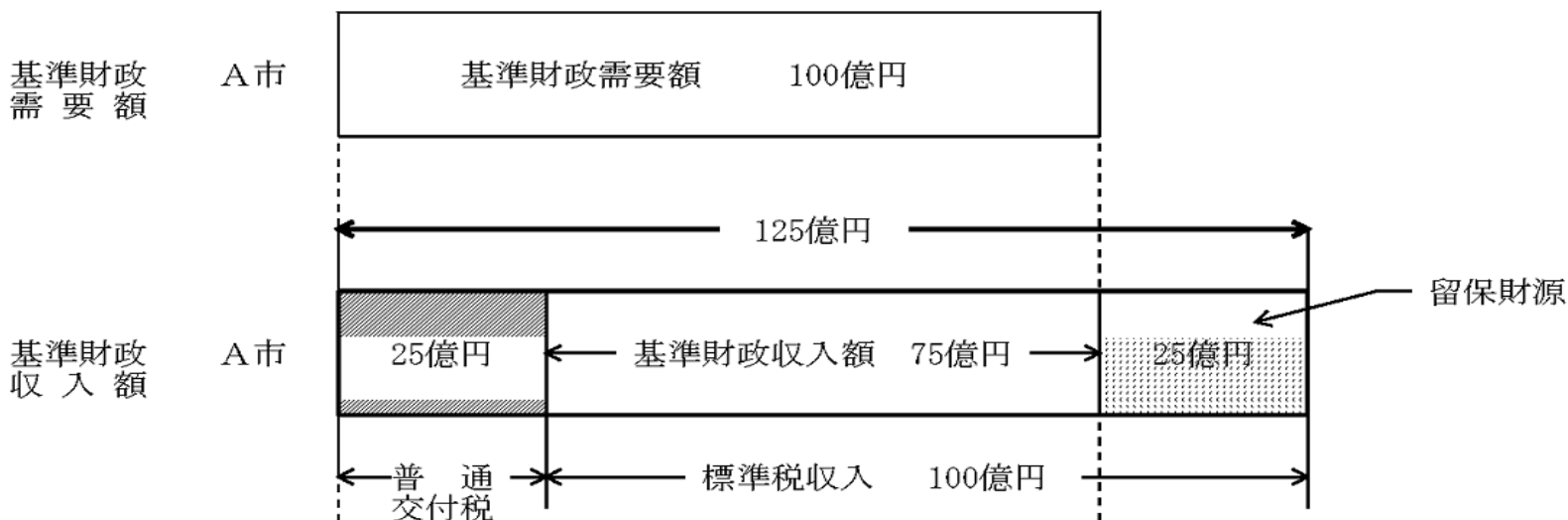
地方交付税制度について

- 地方交付税制度の目的は、所得税、法人税など国税5税の一定割合を財源として、地方公共団体間の財政力格差を解消し財源の均衡化を図ることと、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障することです。
- 交付税制度は、地方の固有財源である国税5税を地方に配分するために国が定めた合理的な計算方式です。

<地方交付税の機能>

- ① 財源調整機能
- ② 財源保障機能

普通交付税の算定方法



- 普通交付税の算定は、標準都市(人口10万人規模)を基本とし、国が定める単位費用(合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合に必要な経費)、測定単位(人口、面積等)に補正係数(自然的・社会的条件の違いによる行政経費の差を補正するための係数)を乗じて、「基準財政需要額」を算定し、また、標準的な税収入等の一定割合により「基準財政収入額」を算定します。

基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数

基準財政収入額 = 標準的な地方税収入 × 75% + 地方譲与税等

基準財政需要額と基準財政収入額の比較により、交付・不交付が判定され、需要額が収入額を上回れば財源不足とされ交付団体となるものです。

交付税額及び財政力指数

(金額単位:千円)

	23年度	24年度	25年度
普通交付税額	286,407	352,474	0
財政力指数	0.995	0.994	0.999

※25年度は調整額により不交付

- 普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) - 調整額
- 財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額

※基準財政需要額は、国が設定した標準的な地方行政の実施経費について、人口、面積等から画一的に算定するもので、本市が独自に実施している施策の経費が需要額に反映されるものではありません。

また、基準財政収入額についても、本市の納税義務者数、課税標準額等をもとに国が算出した標準的な税収入見込額に基づくもので、本市の実際の市税収入額を正確に捕捉したものではありません。

平成25年度の普通交付税算定状況①

- 基準財政需要額が592億2,250万円(前年比+4.1%)に対し、基準財政収入額が591億8,641万円(前年比+4.7%)となり、差し引き3,609万円の財源不足額を生じましたが、国の地方財政計画における普通交付税総額に合わせるための調整額(3,918万円)を減じた結果、財源不足額が0未満となり、不交付団体となりました。

(基準財政需要額 - 基準財政収入額) - 調整額 = 交付額

(592億2,250万円 - 591億8,641万円) - 3,918万円 = 0(▲309万円)

※調整額による不交付団体であることから、今後国の補正予算の編成等により交付団体となることがあります。

→平成26年2月17日に3,609万円の追加交付が決定されました。

平成25年度の普通交付税算定状況②

<算定内容の主な増減>

(1) 基準財政需要額	前年度比	4.1%増
保健衛生費	前年度比	11.1%増
高齢者保健福祉費	前年度比	6.2%増
社会福祉費	前年度比	3.4%増
臨時財政対策債振替相当額 の減少に伴う増	前年度比	93.9%増
(2) 基準財政収入額	前年度比	4.7%増
市民税法人税割	前年度比	61.0%増
市たばこ税	前年度比	18.6%増
固定資産税(償却資産)	前年度比	5.0%増
固定資産税(家屋)	前年度比	4.6%増

本市の財政状況

財政健全化法に定める健全化判断比率

比率	21年度	22年度	23年度	24年度
実質赤字比率	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—
実質公債費比率	6.9% (104位/786市)	6.3% (104位/784市)	4.6% (73位/787市)	3.4%
将来負担比率	38.1% (130位/786市)	35.6% (161位/784市)	33.1% (202位/787市)	23.8%

※「—」は黒字、()内は全国順位

実質赤字比率・連結実質赤字比率とは…

標準財政規模に対する一般会計等の年間の赤字割合。財政健全化法における早期健全化基準の基準値は、実質赤字比率11.25%、連結実質赤字比率16.25%。

実質公債費比率とは…

標準財政規模に対する借入金の返済(市債の元利償還金等)の割合。財政健全化法における早期健全化基準の基準値は25%。

将来負担比率とは…

標準財政規模に対する借入金残高や数年間にわたる契約により約束された支払い(債務負担行為による支出予定額等)など、将来負担すべき実質的な負債の割合。財政健全化法における早期健全化基準の基準値は350%。